

別紙

諮問第1064号

答 申

1 審査会の結論

「宗教法人の規則認証に関する書類ほか15件」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇（宗教法人）に関する全ての資料」の開示請求に対し、東京都知事が平成29年1月6日付けで行った一部開示決定のうち、当該宗教法人に係る宗教法人報告書の非開示部分の一部について、取消しを求めるといふものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 「宗教法人報告書」の本尊、教典（教義の大要）、主要儀式行事、檀信徒数及び教師数について、非開示部分の開示を求める。

イ 非開示部分は、宗教法人として認可する重大要件であるため、公平性、明瞭性の観点から非開示は不合理である。宗教法人は一般法人と違って税法上の利益を得ており、開示に関して特別の基準が適用されるべきである。また、非開示は憲法第20条の宗教の自由にも反する行為である。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 本件開示請求及び宗教法人法に係る事務について

本件開示請求は、宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）の規定に基づき実施機関に提出された特定の宗教法人に係る文書の開示を求めるものである。

実施機関では、宗教法人の設立に係る規則の認証や提出書類の取扱い等の処理について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）245 条の 9 第 1 項の規定に基づき、都道府県の法定受託事務として、「宗教法人法に係る都道府県の法定受託事務に係る処理基準について（通知）」（15 庁文第 340 号文化庁次長発。以下「処理基準」という。）に沿って事務を行っている。

(2) 非開示理由について

当該対象公文書は、宗教法人法13条に基づき、当該法人が所轄庁である東京都知事に提出した「宗教法人規則認証申請」に含まれており、同法 2 条に該当する宗教団体であることが確認できる内容が記載されているものである。

本申請に関する書類は、宗教団体が同法 4 条 1 項の規定により宗教法人となる場合に所轄庁へ提出されるものであり、公表することを目的として取得している情報ではない。

また、所轄庁である実施機関は、本申請に関する書類が提出すべきものとして完備していることを確認した上で受理し、受理後は処理基準に従って審査を行い、総合的に判断して規則を認証することとなるが、処理基準によれば、当該事務の処理に当たっては、この基準によることとするとともに、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない旨が記載されている。

本件非開示情報は、法人の内部管理に関する情報で、当該法人の信仰、宗教行為及び団体規模に関連するものであることから、宗教法人の信教の自由とも密接に関連するものであり、秘匿する必要性があるものである。そのため、これらが一般に公開されれば、宗教法人の管理運営に関わりを有しない第三者により、当該宗教法人の宗教活動の態様に対する誹謗中傷など、自由な宗教活動を妨害するための材料や宗教法人の自律的な運営に干渉するための材料として使われ、様々な宗教上の活動に不利益を与えることとなる。

よって、これらを公にすることとなると、当該法人の信教の自由、権利、その他の利益が損なわれると認められるため、条例 7 条 3 号に該当し、また、同号ただし書きのいづれにも該当しないため非開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 3月 1日	諮問
平成29年 9月 4日	新規概要説明（第181回第二部会）
平成29年 9月22日	実施機関から理由説明書收受
平成29年 9月25日	審議（第182回第二部会）
平成29年10月30日	審議（第183回第二部会）
平成29年11月20日	審議（第184回第二部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求の対象となった公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 宗教法人法に係る宗教法人規則の認証について

実施機関は、地方自治法2条9項1号に規定する第一号法定受託事務として、宗教法人法（以下「法」という。）の規定により都道府県が処理することとされている事務を所掌している。

宗教法人を設立しようとする者は、法12条1項に規定された事項を記載した規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受けなければならない、その認証を申請するに当たっては、法13条1号により、当該団体が宗教団体であることを証する書類を添えて提出することとなっている。

また、所轄庁は、認証の申請を受理した場合には、法14条1項各号に規定する要件

を備えているかどうかを審査し、認証する旨又は認証することができない旨の決定をすることとなっている。

イ 本件対象公文書及び本件非開示情報について

本件審査請求に係る開示請求は、「〇〇（宗教法人）（〇〇区〇〇）（認証No. 〇〇）に関する全ての資料」の開示を求めるもの（以下「本件開示請求」という。）である。

実施機関は、本件開示請求に対し、別表に掲げる対象公文書 1 から 16 までを特定し、それぞれについて、一部開示決定を行った。

審査請求人は、同決定について、宗教法人の規則認証に関する書類（昭和〇年〇月〇日申請）の一部である宗教法人報告書（以下「本件対象公文書」という。）のうち、条例 7 条 3 号により非開示とされた本尊、教典（教義の大要）、主要儀式行事、檀信徒数及び教師数（以下「本件非開示情報」という。）の開示を求めているため、これらの情報の非開示妥当性について以下検討する。

ウ 条例の定めについて

条例 7 条 3 号本文は、「法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、

「ハ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他都民の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであつても開示しなければならない旨規定している。

エ 本件非開示情報の条例 7 条 3 号該当性について

審査請求人は、本件非開示情報は宗教法人として認証を行う際の重大要件であるため、公平性、明瞭性の観点から非開示は不合理であると主張する。

これに対して実施機関は、本件非開示情報は宗教法人〇〇（以下「当該宗教法人」という。）の内部管理に関する情報で、信仰、宗教行為及び団体規模に関連するものであり、当該宗教法人の信教の自由とも密接に関係する情報であることから、公にすることにより、当該宗教法人の管理運営に関わりを有しない第三者により、当該宗教法人の宗教活動の態様に対する誹謗中傷など、自由な宗教活動を妨害するための材料や当該宗教法人の自律的な運営に干渉するための材料として使われ、様々な宗教上の活動に不利益を与えることとなると主張する。

審査会が見分したところ、本件対象公文書は当該宗教法人から宗教法人規則に係る認証申請を行うに当たって所轄庁である実施機関に提出された書類であり、添付書類として規定されている「宗教団体であることを証明する書類」として、由緒・沿革・教勢一覧等により、当該宗教法人が教義をひろめ、儀式行事を行い、信者を教化育成している事実を明らかにするものである。

また、審査会が確認したところ、本件非開示情報には、当該宗教法人が法2条の宗教団体であることを確認できる内容となる、本尊、教典（教義の概要）、主要儀式行事、檀信徒数及び教師数が記載されているが、これらは法52条2項に規定する登記事項でもなく、インターネットを利用して当該宗教法人が自ら公開している事実もなく、また、その境内地等で一般に掲示されているものでもないことから、公知の事項といえるものではなかった。

そのため、本件非開示情報は、当該宗教法人の内部管理に関する情報であり、並びに当該宗教法人の信仰、宗教行為及び団体規模に関連する情報であることから、公にすると当該宗教法人の管理運営に関わりを有しない第三者からの宗教活動の態様に対する誹謗中傷等による自由な宗教活動への妨害や当該宗教法人の自律的な運営に干渉する材料として使われるおそれがあるため、当該宗教法人の活動に不利益を与えることとなるとする実施機関の主張は、首肯できるものである。

よって、本件非開示情報は、公にすることにより、当該宗教法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため、条例7条3号に該当し、その性質上同号ただし書のイ、ロ及びハのいずれにも該当するものではないため、非開示が妥当である。

その他、審査請求人は種々主張しているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二

別表 本件開示請求に対する決定に係る対象公文書一覧

番号	公文書の件名
1	宗教法人の規則認証に関する書類（昭和○年○月○日申請）
2	宗教法人設立届（昭和○年○月○日付）
3	代表役員・責任役員変更届（昭和○年○月○日付）
4	基本財産総額変更届（昭和○年○月○日付）
5	責任役員変更届（昭和○年○月○日付）
6	宗教法人規則変更認証申請に関する書類（昭和○年○月○日申請）
7	後任住職選任届（昭和○年○月○日付）
8	登記事項変更届（昭和○年○月○日付收受）
9	代表役員（代表役員代務者）就任届（昭和○年○月○日付）
10	登記事項変更届（昭和○年○月○日付）
11	代表役員変更届（平成○年○月○日付）
12	代表役員変更届（平成○年○月○日付）
13	事務所備付け書類の写しの提出について（平成○年○月○日付）
14	事務所備付け書類の写しの提出について（平成○年○月○日付）
15	事務所備付け書類の写しの提出について（平成○年○月○日付）
16	事務所備付け書類の写しの提出について（平成○年○月○日受）